破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３２号
富山市赤田138番地３
債務者　岡田　雅美
１　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
富山市新屋10番地　市営住宅11棟304号
債務者　市田美由紀
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
千葉県流山市江戸川台西２丁目194番地の１
クレール・マ・メゾンⅡ―102
債務者　梅澤　聖子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目１番３―605号
債務者　兒玉　修一
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９７号
千葉県野田市七光台80番地の１　グリーンビレッジ小川Ａ201
債務者　嶋山　貴洋
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２００号
千葉県流山市野々下３丁目810番地の３シティーハイムＫⅡ―102
債務者　矢口テル子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１９０号
北九州市小倉南区大字高津尾96番地
債務者　坂本　春美
１　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目１番54―205号
債務者　宮脇　昭子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５８号
北九州市八幡西区光貞台１丁目３番48号
102
債務者　井上みゆき
１　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９０号
北九州市小倉北区高浜２丁目２番30号　コーポはまゆう101号室
債務者　鶴田　博子（旧姓川添）
１　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目34番29号　当間アパートＢ―201
債務者　大城美智子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５号
福島県白河市向新蔵72番地３　アパートメント原401号室
債務者　齋藤　雄二
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
福島県白河市向新蔵72番地３　アパートメント原401号室
債務者　齋藤久美子（旧姓鷺野谷）
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
山口市大内矢田398番地　フレグランス下野Ｂ―102
債務者　増野　　稔
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
山口県防府市八王子２丁目９番16号　パーソンズ八王子102
債務者　東　　奈要（旧姓八藤丸・田中）
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
山口県防府市宮市町４番28号
債務者　永井　千里
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
山口県防府市駅南町12番５号　よしやまアパート201
債務者　渡部　久美（旧姓鳴田）
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係